

一部負担金の割合が変更になる方 新しい被保険者証を送付します

8月1日から平成21年7月31日までの一部負担金の割合は、平成19年中の所得で判定し、この割合が変更になる方には新しい被保険者証を7月下旬に送付します。8月1日からは、新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示し、受診してください。

なお、古い被保険者証は使用できませんので、市の担当窓口に戻してください。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21・9061 または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078・326・2648

対象者

医療機関で受診する場合の
一部負担金の割合（1割または3割）は、6月30日までは従来の老人保健制度と同様に同一世帯の被保険者および70歳以上の方の所得で判定していましたが、7月からは同一世帯の被保険者のみの所得で判定します。



対象者は、次のいずれかに該当する方です。

一部負担金の割合が変更になる方

現在、被保険者証の一部負担金の割合欄に「3割ただし7月31日までは、自己負担限度額「一般」適用」の記載のある方

なお、いずれにも該当しない方は、今までお持ちの被保険者証で受診できます（世帯の状況に異動があるときや、所得の更正等が行われたときは、一部負担金の割合が随時変更されることがあります）。

限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証の更新時期は毎年8月です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる可能性がある方には、申請書を送付しています。

なお、世帯員全員が市県民税非課税の方で認定証をお持ちでない場合は、入院の際に市の担当窓口申請してください。

また、世帯



員全員が市県民税非課税（次ページの表の低所得・該当）の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が次ページの表の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

国民健康保険

高齢受給者証、特定疾病療養受療証をお持ちの方へ
新しい受給者証を送付します



市が発行している国民健康保険の「高齢受給者証」と「特定疾病療養受療証」をお持ちの方に、8月1日から有効の新しい受給者証を、7月下旬に送付します。有効期限の切れた受給者証は使用できませんのでご注意ください。

翌年の7月31日までに75歳に到達する方は、誕生日当日から後期高齢者医療の被保険者となりますので、高齢受給者証の有効期限は誕生日の前日までとなります。
特定疾病療養受療証
特定疾病療養者証をお持ちの75歳未満の国民健康保険被保険者



対象者
高齢受給者証
昭和8年8月2日から昭和13年7月1日生まれで、国民健康保険の加入者

医療制度の改正に伴い、1割負担の方は、平成21年4月1日から一部負担金の割合が2割に変更となります。そのため1割負担の方の証は、「2割（平成21年3月31日までは1割）」と記載されています。



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(44,400円) ¹	260円	同一世帯に市県民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方。ただし、次の金額に満たない方は、市の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 ・同一世帯に被保険者が一人の場合(注) 収入...383万円 ・同一世帯に被保険者が複数いる場合 被保険者全員の収入合計...520万円 対象者には申請書を送付しています。
一般		12,000円	44,400円		現役並み所得者、低所得、低所得以外の方
低所得者	1割	8,000円	24,600円	210円(160円) ²	世帯全員が市県民税非課税 ・各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 ・老齢福祉年金の受給者
			15,000円	100円	

1...()内は過去12カ月以内に既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
2...()内は過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

(注) 制度改正に伴う経過措置(平成20年8月1日から平成22年7月31日まで)。現役並み所得者(同一世帯に被保険者が1人の場合で、かつ70歳以上75歳未満の方がいる場合に限る)のうち、収入383万円以上の被保険者で、同一世帯の70歳以上75歳未満の方を含めた収入合計が520万円未満の場合は、市の担当窓口申請することで一部負担金の割合は「3割」ですが、自己負担限度額は「一般」の区分となります。

入院時の食事代や一部負担金を軽減するために、市が発行している国民健康保険の「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の有効期限は7月31日(木)です。引き続き証が必要な方、または新たに証が必要の方は申請してください。

なお、申請した月の初日から有効の証を交付しますので、8月以降に申請してください。

対象者
限度額適用・標準負担額減額認定証
国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方で、国民健康保険の世帯主を含む被保険者全員が市県民税非課税となる世帯の方

70歳未満の国民健康保険被標準負担額減額認定証



保険者で、国民健康保険の世帯主を含む被保険者全員が市県民税非課税となる世帯の方
限度額適用認定証
70歳未満の国民健康保険被保険者で、納期限到来の国民健康保険税を完納している世帯の方

申請に必要なもの
・被保険者証または退職者医療被保険者証
・印鑑
・減額認定証(所持者のみ)
・高齢受給者証(所持者のみ)
・被保険者のうち平成19年1月1日時点で豊岡市に住民票のない方は、該当者の所得課税証明書
過去1年間に入院日数が90日を超える方は、入院日数が90日を超えたことと分かる医療機関の領収書を提出ください。

《問合せ》市民課国保医療係
☎21・9061または各総合支所市民生活課

限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方へ
有効期限は7月31日(木)です